大谷莊指定訪問介護事業所 花巻市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

利用者の 要介護度	基本内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
要支援1·2	週1回程度 月4回まで	2,870円/回	287円/回	574円/回
事業対象者	月4回超えの場合	11,760円/月	1, 176円/月	2, 352円/月
要支援1·2	週2回程度 月5回~8回まで	1,790円/回	179円/回	358円/回
事業対象者	月8回超えの場合	23,490円/月	2, 349円/月	4,698円/月
要支援2	週2回越え 月9回〜12回まで	2,200円/回	220円/回	440円/回
(事業対象者)	月12回超えの場合	37,270円/月	3, 727円/月	7, 454円/月

- (注1) 上記の基本利用料は、花巻市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- (注2) 週2回超えは要支援2の認定者のみとします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

		加算額		
加算の種類	加算の要件	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200 円	400 円
特別地域加算 ※	厚生大臣が定める地域について提供さ れる介護サービス	上記基本部分と各種加算の合計 15%		
介護職員処遇改善加算(I) ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の 改善基準を超えた場合	上記基本部分と各種加算の合計 24.5%		

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。